

本會は、前記の趣旨に則り十一月三日午後五時若松市老松町公會堂に於て帆船各員部並に小蒸氣船各員部設立發開式舉行可致に付當日は友人御同伴是非とも御出席相願度最も創立員たる御希望の方は發開式前御入會被下度候(各港本會事務所及若松市辨財天通壹丁目海洋統一協會出張所並同市新地町壹丁目濱中海員部全市本町二丁目池上海員部に於て入會申込を受附ます)

大正十年 遞信省公認 海洋統一協會本部(無料職業船員紹介所)

- 支店 海洋統一協會若松出張所 若松市辨財天通り二丁目電話七八八
- 支店 海洋統一協會大阪支部 大坂市榮港三條通り四丁目
- 支店 海洋統一協會名古屋出張事務所 名古屋市中區熱田榮港二丁目
- 支店 海洋統一協會三池出張事務所 三池港三川町十二丁目
- 支店 海洋統一協會神戸支部 神戸市楠町四丁目十七番地
- 支店 長崎、宇品、横濱等ニ連絡ノ設備アリ

船員各位

開會順序

- 一 挨拶
 - 二 設立理由の説明
 - 三 會則審議
 - 四 役員選舉
 - 五 幹部挨拶
 - 六 來賓ノ祝辭及祝電朗誦
 - 七 萬歲三唱
 - 八 終ッテ大演說會ニ移ル
- (傍聴隨意特ニ婦人ノ來聴ヲ歡迎ス)

一 社會問題、労働問題、行政問題、普選問題、閉會

海洋統一協會規約第三十四條以下ノ增加條項

- 第十二條 本會ハ帆船部内ニ於ケル船舶船員間ニ發生スル弊害ヲ豫防シ會員ノ品性ヲ向上セシム
- 第十三條 本會ハ部内ニ人事相談所ヲ設ケ會員ニ對スル諸般ノ事故研究ニ應ジ又ハ之ニ應接スル事アルベシ
- 第十四條 本會ハ會員ノ品性向上ヲ期スル爲メ乗船中又ハ休職中ノ素行ヲ船長又ハ本會ノ主任主任級以上ノモリヲシテ會員手帖發行關ニ證明セシムコトヲ得
- 第十五條 本規則ニ規定セザル本會規約ニ準據スルモノトス
- 第一條 帆船各員部(汽船以外ノ船舶船員)以テ本部會員トス
- 第二條 本部ニ左ノ役員及名譽會員ヲ置ク
 - 一 部長 一名
 - 二 理事 若干名
 - 三 幹事 若干名
- 第三條 部長ハ會長指揮ノ下ニ事務一切ヲ監督ス
- 第四條 理事ハ本部理事會ヲ組織シ重要議案ヲ決議ス
- 第五條 幹事ハ本部理事會ヲ組織シ必要事故ヲ決議ス
- 第六條 名譽會員ハ常ニ本會ヲ援助スルモノトス
- 第七條 本部ニ顧問、相談役ヲ置ク事ヲ得
- 第八條 本部會員タルントスルモノハ規定ノ手續キテ經テ申請シテ本部ニ退會亦同ジ
- 第九條 本部會員ニシテ本會ノ規約ニ違反シ又ハ二ヶ年以上會員ヲ滞納スルモノハ除キテ退會ノ手續ヲ得
- 第十條 本部會員ノ通常會費ハ一ヶ月金十錢トス
- 第十一條 本會ノ各事業ニ對スル實費ハ理事會ノ決議ニ

入會申込書

貴會ノ主義綱領ヲ賛シ會則ヲ遵守ス仍テ入會申込候也

大正十年 月 日 職名 姓名

(原籍) (現住所)